

公 示 日 : 2021 年 12 月 8 日(水)

調達管理番号 : 21a00947

国 名 : モーリタニア国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : モーリタニア国水産行政アドバイザー業務 (フェーズ2)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 水産行政アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 2 月上旬から 2024 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 14.00、国内 2.00、合計 16.00
- (3) 業務日数 : 本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回 (契約締結後) : 契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回 (契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の18%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 1 月 5 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください

さい。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2022年1月20日(木)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水産開発に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	モーリタニア／全途上国
語学の種類	英語又はフランス語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

モーリタニア国（人口約 430 万人）は国土の 3 分の 2 がサハラ砂漠に属し、可耕地は国土の約 1% に過ぎない過酷な自然環境にあり、国民の半数が農業に従事しているにもかかわらず、食料のおよそ 7 割を輸入に頼っている。そのため同国では伝統的に、内陸部に産する鉄鉱石や近年発見された油田などの鉱物資源に依存した経済構造が築かれてきた。

モーリタニア国政府は、このような鉱物資源に過度に依存した経済からの脱却のため、国家開発計画（SCAPP、目標年次 2030 年）において経済多角化と変

化の重要性をかけた、ヌアディブ経済特区の開発を進めるなど経済の多様化に取り組んでいる。一方、同国は大西洋に面した好漁場をもっており、豊富な水産資源を有効に活用した水産開発に対する期待は大きい。ヨーロッパ等への輸出戦略にも力を入れ、輸出量の 3 割を占めるまでの産業に成長している。しかしこの貴重な天然資源も、漁獲圧力の高まりや外国船による乱獲などにより脅かされており、持続可能な水産業の振興が重要な課題である。そこで同政府は、「持続可能な水産開発戦略（2015-19）」、「同(2020-2024)」において、従来、限りある水産資源を適切に管理して持続的利用を図っていくとともに、漁獲物の高度利用や高付加価値化を進めバリューチェーンを構築していくこと、またそうした水産政策を実施・管理するガバナンス体制を強化していく方針を掲げている。この戦略の推進には、政策を着実に実施していく行政官の存在が不可欠であるが、同国での行政官の人材育成はまだ不十分である。このため、同国政府は同戦略の実行を政策レベルで支援するとともに、支援を通じて行政官の育成を図ることを目的に、水産行政アドバイザーの派遣を我が国に要請し、JICA は 2021 年 3 月～2022 年 1 月にかけて水産行政アドバイザーを派遣中であり、持続可能な水産開発戦略(2020-2024)」の実施の支援や、日本の ODA 事業の実施促進などについて協力してきた。本業務はこれに後続する業務である。

なお、日本はこれまで長年にわたって同国の水産分野に対して多くの支援を行い、もともと国民の大半が遊牧民で魚食や漁の習慣がなかった同国をタコの本産地として世界的な水産物輸出国にまで育て上げてきた。今後は、これまでの支援の成果を有効に活用しつつ、上記のような同国の戦略の実行を政策レベルで支援し、水産業全体のバランスのとれた振興を図ることで同国の経済の多角化を促進し、欧州や我が国への輸出による外貨獲得だけでなく、西アフリカにおける水産物流通の改善等を通じた栄養改善や、農村部から流入する若者への雇用創出などに寄与していくことが求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モーリタニア国漁業・海洋経済省（Ministère des Pêches et de l' Economie Maritime : MPEM）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、モーリタニア国における水産セクターの現状を把握した上で、日本の水産開発の経験を踏まえ、同省に対して、モーリタニア国の水産資源の管理・保全と持続可能な開発及び主要産業である水産業の振興を促進するため、同省が策定した「持続可能な水産開発戦略（2020-2024）」に基づく政策実施への助言や提言を行う。本専門家の活動により、特に以下の項目について政策の実施が推進されることが期待される。

- ① 水産資源管理
- ② 持続可能な水産資源開発（内水面養殖を含む）
- ③ 水産物の加工や付加価値向上、及び水産物流通に係るバリューチェーンの構築
- ④ 魚食の推進、魚食や内水面養殖を通じた栄養改善
- ⑤ 水産行政体制の強化と人材・技術力の強化
- ⑥ 水産関連人材育成の強化・訓練修了者の支援

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022年2月上旬）

- ① モーリタニア国政府から提出された要請書や過去の水産行政アドバイザーの業務報告書、既存の文献、JICA 報告書、他ドナー報告書、モーリタニア国政府作成の関連報告書等を参照し、モーリタニア国の水産セクター及び「持続可能な水産開発戦略(2020-2024)（以下、水産開発戦略）」の内容、ならびに水産開発戦略の実施の現況と課題を把握する。
- ② JICA のモーリタニア国における水産・農業・栄養分野での協力の概要を把握する。
- ③ JICA 経済開発部及びセネガル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン（仏文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、セネガル事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務期間（2022年3月上旬以降～2024年1月下旬）

- ① ワークプランの作成・協議
現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② SCAPP、水産開発戦略、その他水産政策の達成状況のレビューと問題点の抽出
モーリタニア国政府が策定した SCAPP が目指す経済多角化や、水産開発戦略が狙いとするモーリタニア国政府自身による水産資源の適切な管理及び持続的利用、漁獲物の高度利用や高付加価値化、バリューチェーン構築などの現況や実施中のプロジェクトの状況、取り組んでいる内容やその成果について情報を収集し、達成状況を分析した上で、成功の要因や問題点を抽出する。

③ 水産開発戦略に基づく政策の実施に対する助言・提言

②で抽出した問題点を解決し、また、成功要因をモデル化して現在の状況をさらに進展させるため、C/P やより上位の政策決定者に対して参考となる日本や他の途上国における水産開発や水産資源の管理・保全及び利用、漁獲物の加工や流通の制度や仕組み、経験、JICA の協力事例などを紹介するとともに、それらのモーリタニア国における実施に向けた具体的な助言や提言を行う。また、同戦略の実施を担う各機関に対して、実施計画の策定や手段、必要な投入、体制、予算、実施方法などについて助言を行う。

④ 水産行政官の育成に係る研修計画の策定及び実施

漁業・海洋経済省を中心に、水産開発戦略など政策の実施を担う行政官や実施機関の職員、教育機関の教員、民間人材など水産人材に関する情報を収集し、同戦略の実施を担っていく行政官の育成のための人材獲得や職員研修に関する計画の策定を支援する。その上で、同省の職員研修の実施を支援するとともに、必要に応じて行政官の能力強化のためのセミナーやワークショップを開催し、直接指導を行う。また、上記③の戦略実施のための C/P に対する助言や提言を通じて C/P の行政官としての能力強化を図る。

⑤ ドナー調整に対する支援

モーリタニア国の水産セクターに対しては、欧州連合（EU）が排他的経済水域内での操業の見返りや、水産物の輸入などの関係でインフラ整備、水産資源管理、人材育成、漁業監視、水産物加工などの面で支援を大規模かつ継続的に実施している。また、他にもスペイン国際開発協力庁（AECID）、ドイツ国際協力事業団（GTZ）や復興銀行（KfW）など欧州系ドナーを中心に事業が実施されている。さらにアフリカ連合（AU）、国連食糧農業機関（FAO）や地域共同体などによる事業も見られる。これらのドナー機関の取り組みについて情報を収集・分析し、可能な連携や協力、棲み分けを模索し、その結果を漁業・海洋経済省や各実施機関に提案する。また、同省が主催するドナー会合等の開催を支援し、ドナー間調整を主導することにより、水産開発戦略など政策の実施を促進する。

⑥ 日本の水産セクター協力の円滑な形成及び促進

過去に派遣された専門家の活動や無償資金協力の成果をレビューし、それらの上に立って、今後の対モーリタニア水産協力の方向性やアイデ

アを検討し、JICA 経済開発部やセネガル事務所に提言する。その上で漁業・海洋経済省との協議を通じて、また、必要に応じて JICA とも十分相談した上で技術面や手続きの面で必要な支援を行い、JICA のモーリタニア協力の方針の策定や案件形成を支援する。

また、セネガル国「広域水産共同資源管理能力強化プロジェクト」のモーリタニア向けの活動の支援・促進や、セネガル国「SHEP 広域アドバイザー」等と連携した内水面養殖の進行・栄養改善の取組の推進など、周辺国の JICA 技術協力に関連する活動がモーリタニア国で実施される場合は、それらの活動・取組を支援・促進する。

さらに、我が国の政府、民間企業、その他関係団体からのモーリタニアの水産セクターに関する様々な要望等に対し、漁業・海洋経済省の立場に立って、同省による対応を支援する。

⑦ 漁業・海洋経済省等が実施する関連プロジェクト等の実施促進

水産開発戦略を推進するために漁業・海洋経済省が実施する取組やプロジェクトの実施の促進を支援する。なお、以下の項目に係る取組を重点的に支援する。

- ・ 水産資源管理／IUU（違法・無報告・無規制漁業）対策
- ・ 持続可能な水産資源開発（内水面養殖を含む）
- ・ 水産関連人材育成の強化・訓練修了者の支援
- ・ 水産物衛生検査活動への支援と EU 諸国への輸出振興及び西アフリカにおける衛生検査のハブ化
- ・ 水産資源調査活動への支援と西アフリカにおける水産資源調査のハブ化
- ・ モーリタニア国を拠点とした水産加工物や流通に係るバリューチェーンの構築
- ・ 魚食の推進、魚食や内水面養殖を通じた栄養改善
- ・ 水産行政体制の強化と人材・技術力の強化
- ・ その他、漁業・海洋経済省が重点を置いて進める取り組み

⑧ 日本の ODA 事業の実施促進

- ・ 水産セクターに関する実施済み及び実施中の無償案件について、事業完了後の施設・機材の維持管理状況や、実施中事業の進捗を把握し、課題がある場合は、モーリタニア国側の実施機関にその解決方法を助言する。

- ・ セネガル「広域水産共同資源管理能力強化プロジェクト」のモーリタニア国における水産共同資源管理ガイドラインのパイロット試行、普及を支援する。
- ・ SHEP（市場志向型農業振興）アプローチの一環で、内水面漁業および淡水業養殖と組み合わせた取組のニーズを確認し、実施を検討する。
- ・ 水産開発に関わる JICA の課題別研修、第三国研修の実施を支援する。
- ・ 指導分野に関する活動結果について、JICA セネガル事務所等への報告に参加する。
- ・ その他、本業務の遂行に関連し、JICA 事務所がモーリタニア国 w w 政府との間で行う我が国の ODA 事業や JICA 事業全般に関する調整や連絡、情報収集等についてモーリタニア国内において支援する。

(3) 国内整理期間（各現地業務期間の間）

- ① 現地業務期間の合間の帰国時に毎回、JICA 経済開発部と活動の進捗状況の報告を行うとともに、今後の活動の方向性について打合せを行う。
- ② 帰国期間中に本邦又は（必要に応じ）第三国で開催されるモーリタニア国への支援に関連する会議に JICA の指示に基づき出席し、必要な情報提供やプレゼンテーションなどを行うとともに、結果を JICA に報告する。

(4) 帰国後整理期間（2024 年 2 月中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、現地業務結果の報告を行う。
- ② 本期間内に開催されるモーリタニア国への支援に関連する会議に JICA の指示に基づき出席し、必要な情報提供やプレゼンテーションなどを行うとともに、結果を JICA に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各渡航時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び仏文。提出部数は以下のとおり。

仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA セネガル国事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA セネガル国事務所へ各 1 部）

ただし、最終次の現地業務結果報告書は仏文版のみ提出することとし、和文版は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、最終次の現地業務結果報告書（仏文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・水産開発戦略の実施に関する提言

（3）専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2024 年 2 月 16 日(金)までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びセネガル事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。航空経路はパリ経由とし、往路又は復路のどちらかに JICA セネガル事務所への報告・打合せのためダカールに立ち寄るルート为标准とします。

（航空経路）東京—パリ—ダカール—ヌアクショット—パリ—東京

（2）一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないモーリタニアでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

旅費・交通費：	560 千円
（ヌアディブ⇄ヌアクショット往復航空賃）	
通信・運搬費（携帯電話通信費）：	261 千円
資料等作成費（作成資料印刷費）：	560 千円
特殊庸人費	： 1,306 千円
資料等翻訳費（英語⇄仏語）	： 2,612 千円

- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容に記載の渡航期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分は2. 契約予定期間等に記載の数値を、渡航回数については合計8回を上限とします。現時点でモータニア入国時にコロナ検疫措置としての隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳傭上：英語⇄仏語、希望に応じて手配あり
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：漁業省内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ（TEL:03-5226-8461、Email: Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp）にて配付します。

- ・要請書(写)
- ・過去の専門家（水産行政アドバイザー）の業務報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務期間における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える渡航においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルス感染症の流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上